

第三十七号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元船橋市民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の額 百七十五万三千三百三十七円

(四) 債権発生日 令和元年七月十六日

(五) 債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六十三条

二 放棄する理由

債務者が令和三年九月十三日に死亡し、当該債務者の法定相続人全員が相続放棄したことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。